

学校経営のポイント

「人生をより深く生きる力」の育成

若井 彌一

昨年12月12日、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布され、即日施行された（法律第154号。以下「子ども読書活動推進法」という）。

「子ども読書活動推進法」が制定

この法律の目的については、第1条で次のように規定している。

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

第2条では、「基本理念」を定めている。子ども（本法では、おおむね18歳以下の者をいうとしている）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、「人生をより深く生きる力を身につけていく」うえで欠くことのできないものであるととらえ、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないとしている。

この法律に基づき、政府は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（略称「子ども読書活動推進基本計画」）を策定することが義務づけられており（第8条）、また、都道府県や市町村は、それぞれ「都道府県子ども読書活動推進計画」「市町村子ども読書活動推進計画」を策定することが努力義務として課されている（第9条）。

この法律が制定・施行されたことをふまえ、各学

校では平成14年度の教育活動計画のなかに読書活動の推進計画を盛り込んでいくことを前向きに検討してはどうだろうか。

すでに「読書週間」や「読書月間」を実施してきた学校も多くあると思われるが、その場合には、もう一段取組みの充実を図るとすれば、どこを改善したらよいかを点検していただきたい。

読書活動を促す積極的な取組みを

「読書週間」や「読書月間」を設けることは、児童・生徒の読書活動を促進するうえでそれなりの効果を期待できるが、欲を言えば、実現したいのは、年間を通しての読書活動の促進である。

子ども読書活動推進法では、4月23日を「子ども読書の日」と定めている（第10条第2項）。

この日には、国および多くの地方公共団体でさまざまなイベントを実施・開催するものと予想される。それらのイベントに関連づけた学校の取組みも効果的であろう。

各公共団体に、イベントの予定・企画を問い合わせていただきたい。その問い合わせ自体が、公共団体の積極的な行政施策を促すことにもなる。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

キーワードは“教師”と“子ども”！ “読本シリーズ”最新刊 好評発売中

- 『発展的学習の指導の手引き』高階玲治編・2100円
- 『子どもの学力読本』新井郁男編・2100円
- 『指導力不足教員読本』八尾坂修編・2100円
- 『心を育てる「朝の読書」』林公編著・2100円

本紙はホームページでも閲覧できます
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>

予約受付中！ 10年間の審議会重要答申・統計資料・新法令・通知通達等を整理収録！ 教育開発研究所・刊

創刊30周年記念増刊『教職研修‘02情報版』菱村幸彦監修

各学校・教委に1冊常備の資料大全 【資料CD ROM】添付 4月増刊・B5判300頁・定価2,730円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）